

# グループごとの競争状況等の分析手法について

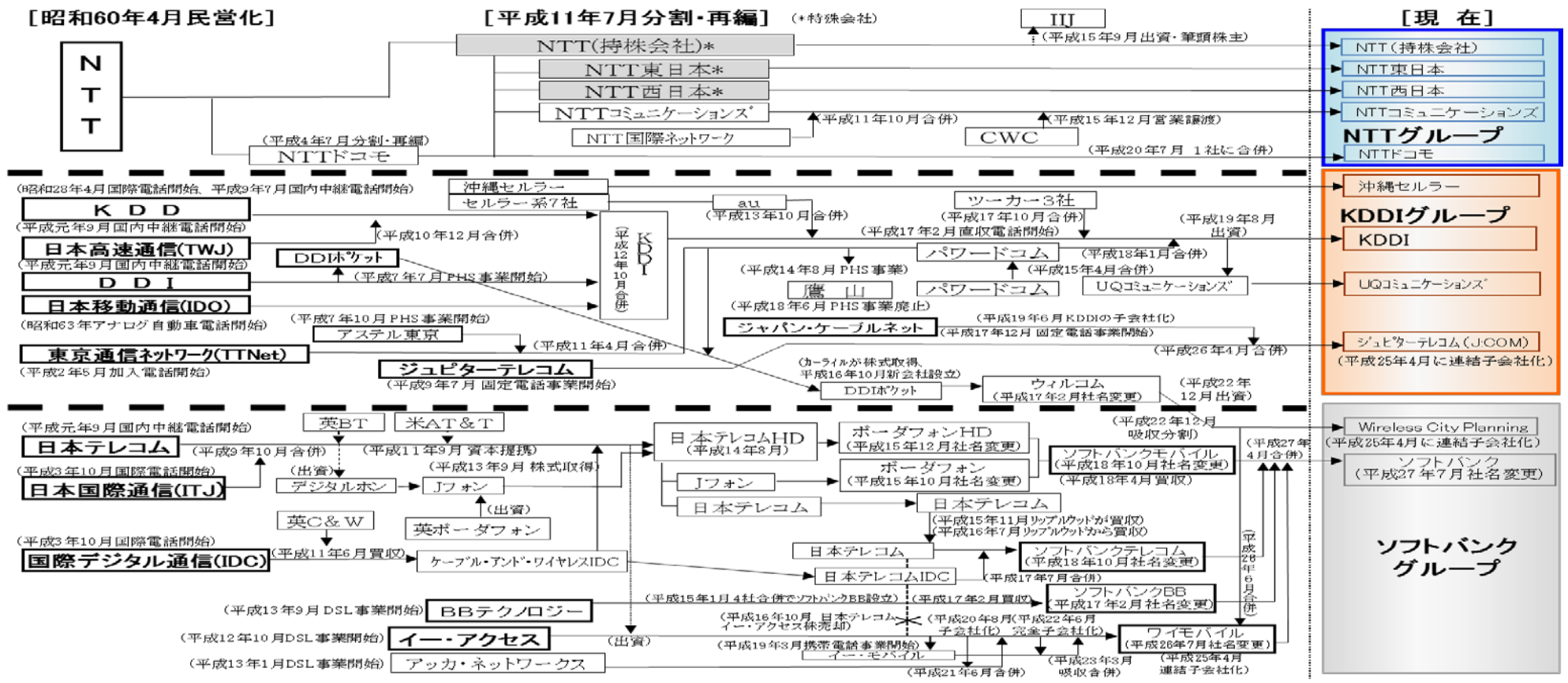
---

平成29年11月20日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課

# グループ化の動向

- 電気通信事業においては、巨額の設備投資を必要とし、規模の経済が働くことにより、自然独占化の傾向を有し、移動系通信分野では、更に、電波が有限希少であることから、寡占化の傾向を有する。
- 近年、電気通信事業分野において、主要電気通信事業が3大グループに収れん(下図参照)。
- また、平成28年度において、MNOによるISPの株式取得やMVNOによるISPの株式取得の動きもみられた。
- 加えて、移動系通信分野では、携帯電話、BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」等が拡大。
- こうした点を踏まえ、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)」においては、「グループ化の動向」を重点事項とし、電気通信市場の分析に関する実施方針として、グループ化・寡占化の動向や事業者間連携によるサービス提携の実態についての的確に把握するとともに、グループごとの競争状況等について分析を行うこととしている。



**KDDI** (移動系通信シェア27.0%[2017年6月末]、FTTHシェア7.0%[同上]、ISPシェア18.5%[2016年度末])

完全子会社化  
【2017年1月】

**ビッグローブ**

(MVNO契約数、FTTH契約数3万以上、ISPシェア9.7%[2016年度末])

移動系通信市場、固定系データ通信市場、ISP市場などに影響

子会社化  
【2017年8月】

**ソラコム**

(MVNO契約数3万以上)

移動系通信市場に影響

**アルテリアネットワークス**

(FTTHシェア1.1% [2017年6月末])

子会社化【2017年3月】

吸収分割によるマンション向けインターネットサービス事業の承継  
【2017年11月】

(FTTH契約数3万以上)

**つなぐネットコミュニケーションズ**

固定系データ通信市場などに影響

**ノジマ**

(MVNO契約数3万以上)

完全子会社化  
【2017年4月】

**ニフティ**

(MVNO契約数、FTTH契約数3万以上、ISPシェア4.5%[2016年度末])

移動系通信市場、固定系データ通信市場、ISP市場などに影響

**楽天**

(MVNO契約数3万以上)

吸収分割によるMVNO事業の承継【2017年11月】

(MVNO契約数3万以上)

**プラスワン・マーケティング**

移動系通信市場に影響

(吸収分割後、SIMカード型契約数シェア第1位)

**U-NEXT**

(MVNO契約数、FTTH契約数3万以上)

**ヤマダ電機**

(MVNO契約数3万以上)

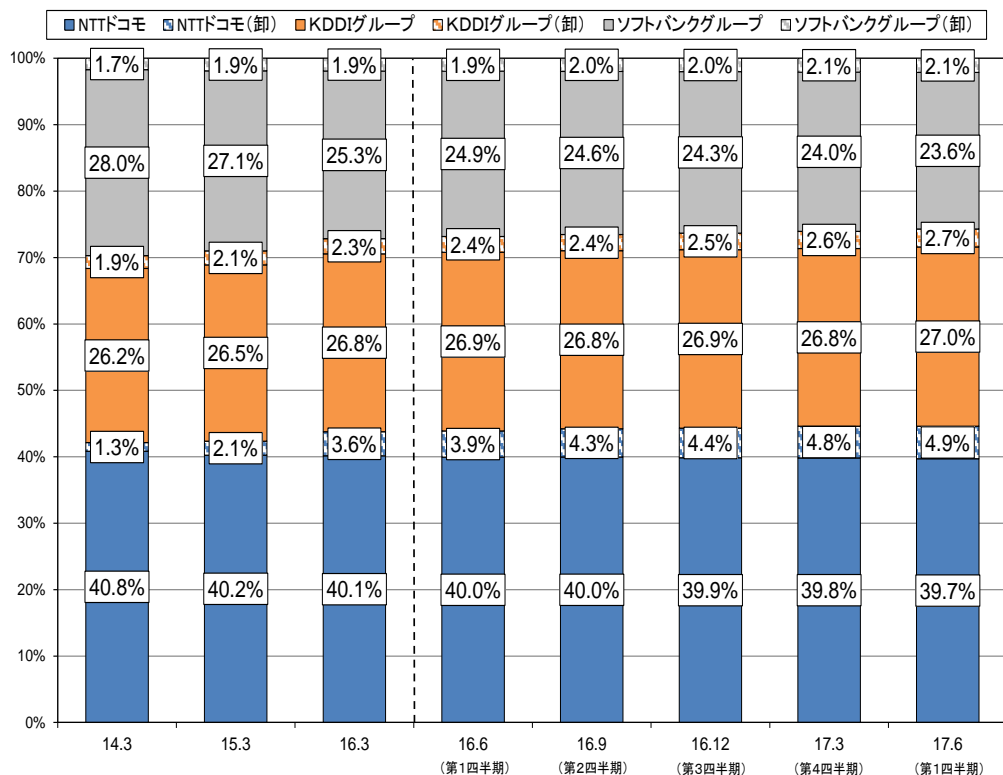
MVNO事業に係る合併会社の設立  
【2017年1月】

**Y.U-mobile**

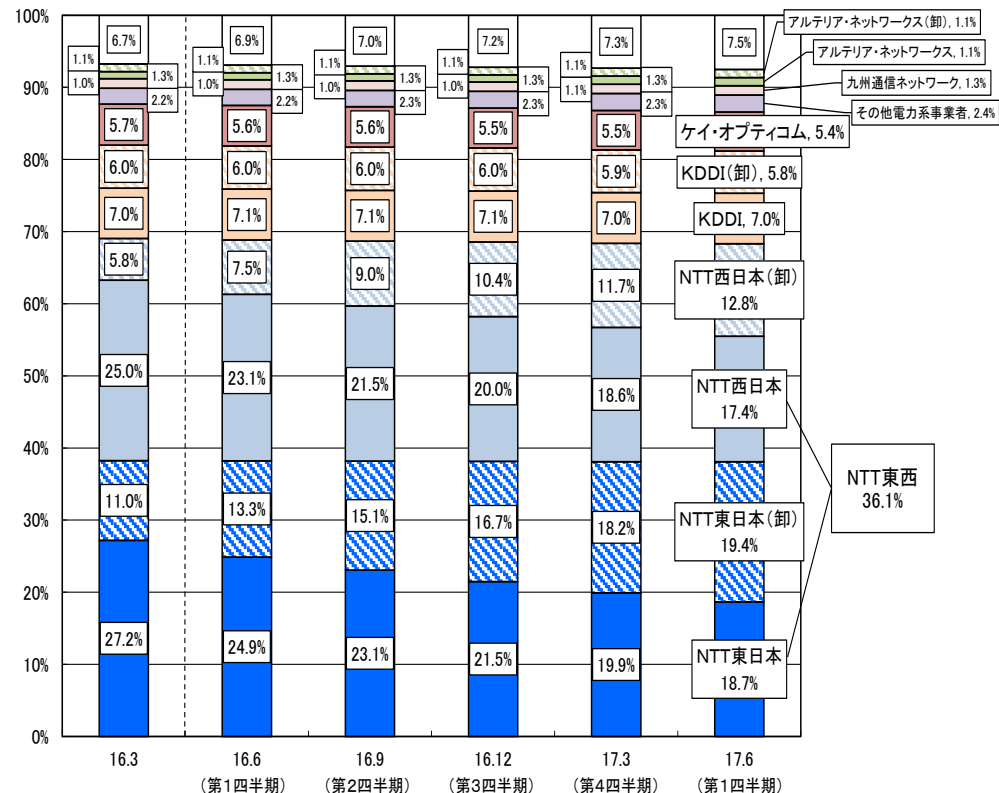
移動系通信市場に影響

- 平成28年度の市場分析においては、分析対象市場(市場画定)の見直しを行い、移動系通信とFTTHについて、「小売市場」と「卸売市場」のそれぞれを分析対象とした。
- これにより、小売市場の事業者別シェアについては、卸電気通信役務を利用してサービスを提供する事業者のシェアを切り分けて分析を実施(下図参照)。

【移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移】



【FTTHの契約数における事業者別シェアの推移】



注1: 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。  
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。次頁において同じ。  
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。次頁において同じ。  
 注4: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(卸)」と付記して示している。

注1: その他電力系事業者のシェアには、STNet、エネルギー・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。  
 注2: 2015年度第3四半期までの事業者のシェアには、卸電気通信役務の提供に係るものも含む。

■ 上記分析においては、MNOやFNO※1の系列に属するMVNO※2やFVNO※3を当該系列ごとにグループ分けしてはいない。

※1 Fixed Network Operator ※2 MNOであるMVNOを除く。 ※3 Fixed Virtual Network Operator

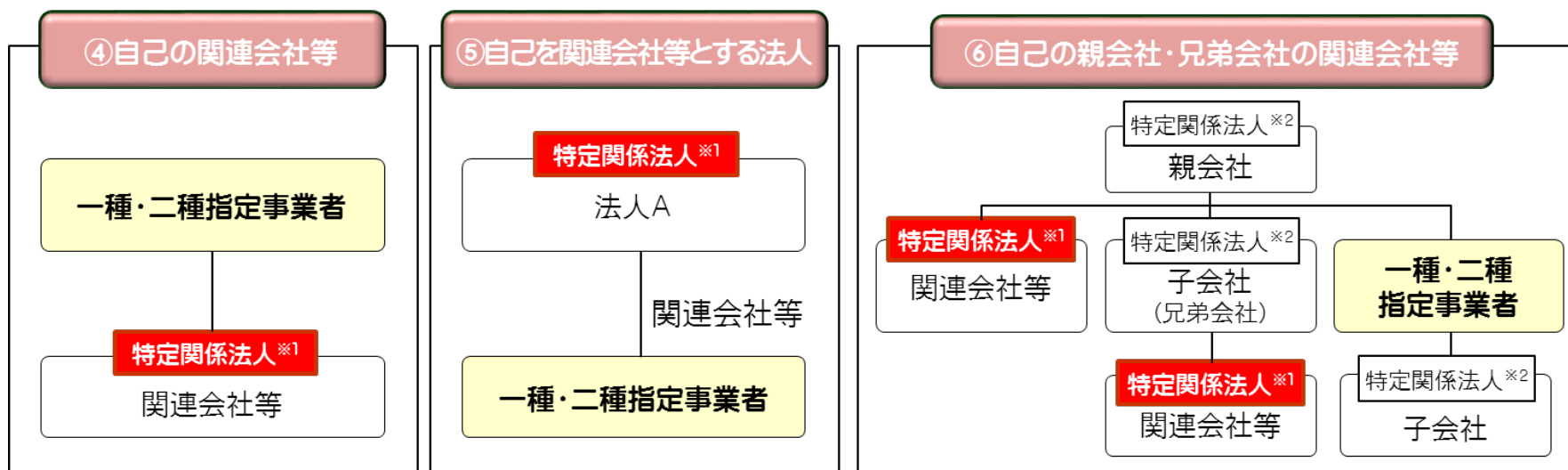
■ 競争状況等をよりの確に把握・分析するため、平成29年度の市場分析においては、MVNOやFVNOをMNOやFNOの系列ごとにグループ分けをし、グループごとの競争状況等の分析を実施することとする。

- グループごとの競争状況等の分析に当たっては、事業者の**グループング**を行う必要があり、そのための**基準**が必要。
- **電気通信事業法**においては、同一の事業者グループの範囲を示すものとして、「**特定関係法人**」を定義。

- 法律では、自己の「①親会社」「②子会社」「③兄弟会社」「**その他政令で定める特殊の関係にある法人**」と規定。
- 政令では、「**その他政令で定める特殊の関係にある法人**」について、「④自己の関連会社等」、「⑤自己を関連会社等とする法人」、「⑥自己の親会社・兄弟会社の関連会社等」と規定。

## ● 政令で定める特殊の関係にある法人

※1 政令で「特殊の関係」があると規定されることで、「特定関係法人」に該当する者  
 ※2 法律の規定のみで「特定関係法人」に該当している者



## 関連会社等の定義 (電気通信事業法施行規則第4条の2の2等)

- ① 自己(子会社を含む)が、**1/3超の議決権を保有する会社**
- ② 自己(子会社を含む)が、**1/5以上1/3以下の議決権を保有する会社**であって、以下のいずれかの要件に該当するもの
  - 1) 自己の役員・社員又はこれらであった者が、**代表取締役**に就任
  - 2) 自己の役員・社員又はこれらであった者が、**取締役の1/5超を占有**
  - 3) その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して**重要な影響を与えることができる**ことが推測される事実が存在
- ③ 自己(子会社を含む)及び緊密な関係にある者(自己の役員が議決権の過半数を占めている会社等)が、**合わせて1/3超の議決権を保有する会社**であって、②)1)～3)のいずれかの要件に該当するもの



- 公正取引委員会「**企業結合審査における独占禁止法の運用指針**」(平成23年6月14日。以下「**企業結合ガイドライン**」という。)において、**企業結合により結合関係が生じるすべての会社**(一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係が形成・維持・強化されることとなるすべての会社)を「**当事会社グループ**」と定義。
- 合併・分割等による場合のほか、株式保有や役員兼任について、**以下のような場合に結合関係が生じる**としている。

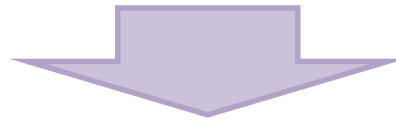
## 株式保有

- ① 株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の属する**企業結合集団**(会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であって他の会社の子会社ではないもの及び当該親会社の子会社〔当該会社及び当該会社の子会社を除く。〕からなる集団)に**属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した議決権の割合が50%を超える場合**
- ② 株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の属する**企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した議決権の割合が20%を超え**、かつ、当該割合の順位が**単独で第1位**となる場合
- ③ **株式所有会社の議決権保有比率が10%超**で、かつ、**議決権保有比率の順位が第3位以上**の場合(上記①及び②の場合を除く。)は、次に掲げる事項を考慮して判断
  - 1) 議決権保有比率の程度
  - 2) 議決権保有比率の順位、株主間の議決権保有比率の格差、株主の分散の状況その他株主相互間の関係
  - 3) 株式発行会社が株式所有会社の議決権を有しているかなどの当事会社相互間の関係
  - 4) 一方の当事会社の役員又は従業員が、他方の当事会社の役員となっているか否かの関係
  - 5) 当事会社間の取引関係(融資関係を含む。)
  - 6) 当事会社間の業務提携、技術援助その他の契約、協定等の関係
  - 7) 当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めた上記(1)～(6)の事項

## 役員兼任

- ① 兼任当事会社のうちの1社の**役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合が過半**である場合
- ② 兼任する役員が**双方に代表権**を有する場合
- ③ 上記①及び②以外の場合は、次に掲げる事項を考慮して判断
  - 1) 常勤又は代表権のある取締役による兼任か否か
  - 2) 兼任当事会社のうちの1社の役員総数に占める他の当事会社の役員又は従業員の割合
  - 3) 兼任当事会社間の議決権保有状況
  - 4) 兼任当事会社間の取引関係(融資関係を含む。)、業務提携等の関係

- 電気通信事業法の「特定関係法人」の基準においても、企業結合ガイドラインの「当事会社グループ」の基準においても、**議決権保有割合を基本としつつ、役員兼任の状況等、個別の事情を勘案して判断**することとされている。
- しかしながら、多数の電気通信事業者について、役員兼任の状況や取引関係、その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実等の詳細を把握することは膨大な作業が発生し現実的ではないため、分析の実行可能性の観点から、**画一的な基準**でグルーピングを行うことが適当と考えられる。
- ① **子会社、親会社、兄弟会社**(親会社の子会社)については、「特定関係法人」の定義にも、「当事会社グループ」の判断の基となる「企業結合集団」の定義にも含まれること、
- ② それ以外の会社については、「自己(子会社を含む)」の議決権保有比率か、「企業結合集団」が保有する議決権保有比率かの違いはあるものの、「特定関係法人」の基準においても「当事会社グループ」の基準においても、**議決権保有割合20%超が一応の目安**となっていると考えられること、
- ③ 「特定関係法人」は、登録の更新(経営基盤等の審査)の対象となる合併・株式取得等の範囲や、移動系通信に係る市場支配的な電気通信事業者に対し不当な優遇を禁止する対象となる電気通信事業者の範囲を定めるために規定されているものである一方、
- ④ 「当事会社グループ」は、結合関係が生じることにより、市場構造が非競争的に変化し一定の取引分野における**競争に何らかの影響を及ぼすことに着目**して、当該競争に与える影響の判断が必要となる事業者グループの範囲を示すものであることから、グループごとの競争状況等の分析を行うに当たっては、以下のとおり、グルーピングを行うこととする。



- **子会社**
- **親会社**
- **兄弟会社(親会社の子会社)**
- **株式発行会社の総株主の議決権に占める株式所有会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した議決権の割合が20%を超え、かつ、当該割合の順位が第1位となる場合の当該株式発行会社**

※1 上記の関係にある事業者同士をすべて同一の事業者グループに分類。

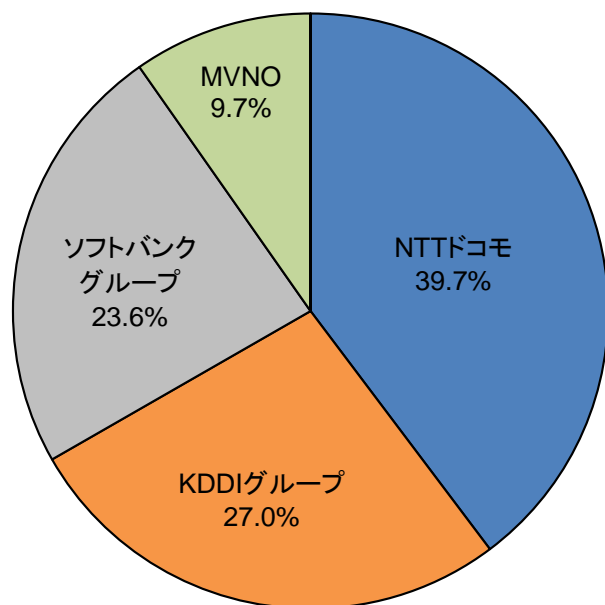
※2 有価証券報告書等の公開情報を基に判断。

※3 子会社には、議決権保有割合が50%以下等の会社であっても、自社が支配していると判断し、子会社としている会社を含める。

- 移動系通信市場における事業者別シェア(2017年6月末時点)は、NTTドコモが**39.7%**、KDDIグループが**27.0%**、ソフトバンクグループが**23.6%**、MVNOが**9.7%**となっている。また、HHIは**2,867**となっている。
- MVNOも含めてグループごとに分類した移動系通信市場におけるグループ別シェア(2017年6月末時点)をみると、NTTグループが**41.2%**、KDDIグループが**27.3%**、ソフトバンクグループが**23.7%**となる。また、HHIは**3,009**となる。

【移動系通信市場における事業者別\*シェア(2017年6月末)】

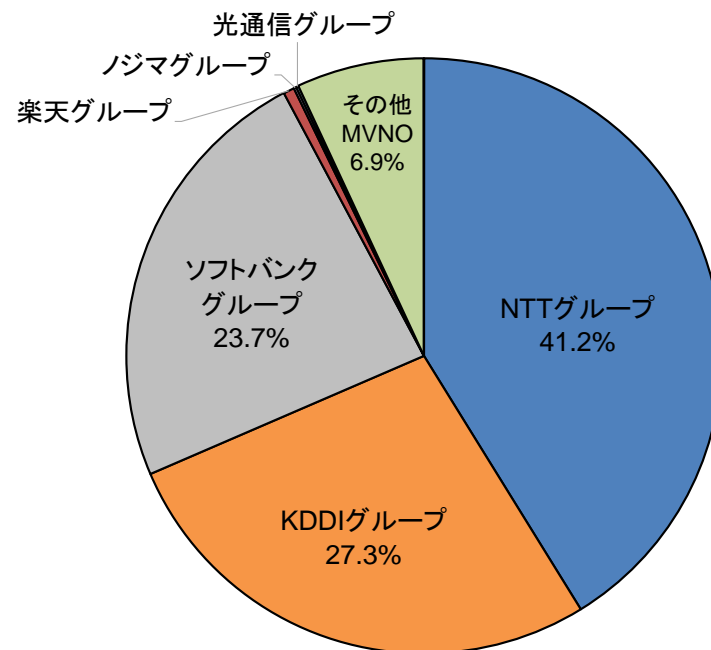
※ MNOのみグループごとに分類



HHI 2,867

【移動系通信市場におけるグループ別\*シェア(2017年6月末)】

※ MVNOも含めてグループごとに分類



HHI 3,009

注1: MNOからの報告を基に作成。  
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。  
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びWireless City Planningが含まれる。

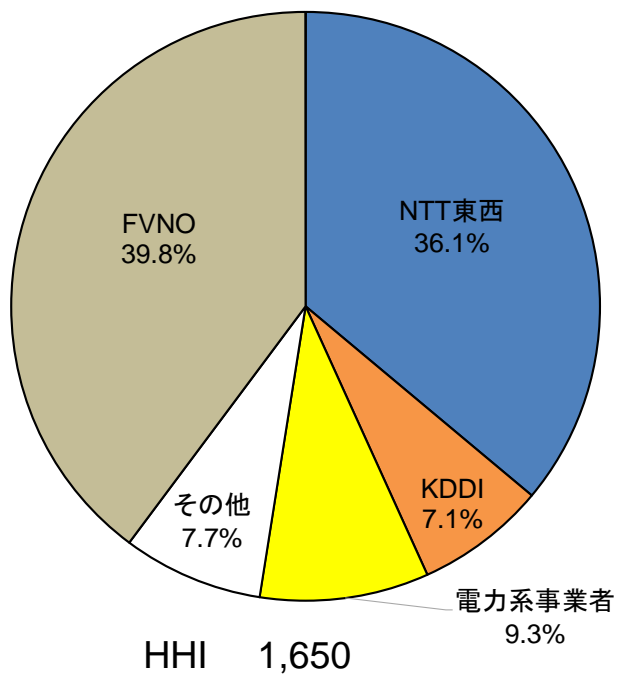
注1: MNOからの報告及び契約数が3万以上のMVNOの報告を基に作成。  
 注2: 「その他MVNO」に分類される事業者においても各グループに属する事業者は存在する。



- FTTH市場における事業者別シェア(2017年6月末時点)は、NTT東西が36.1%、KDDIが7.1%、電力系事業者が9.3%、卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者(FVNO)が39.8%となっている。また、HHIは1,650となっている。
- FVNOも含めてグループごとに分類したFTTH市場におけるグループ別シェア(2017年6月末時点)をみると、NTTグループが52.7%、KDDIグループが10.0%となる。また、HHIは2,995となる。

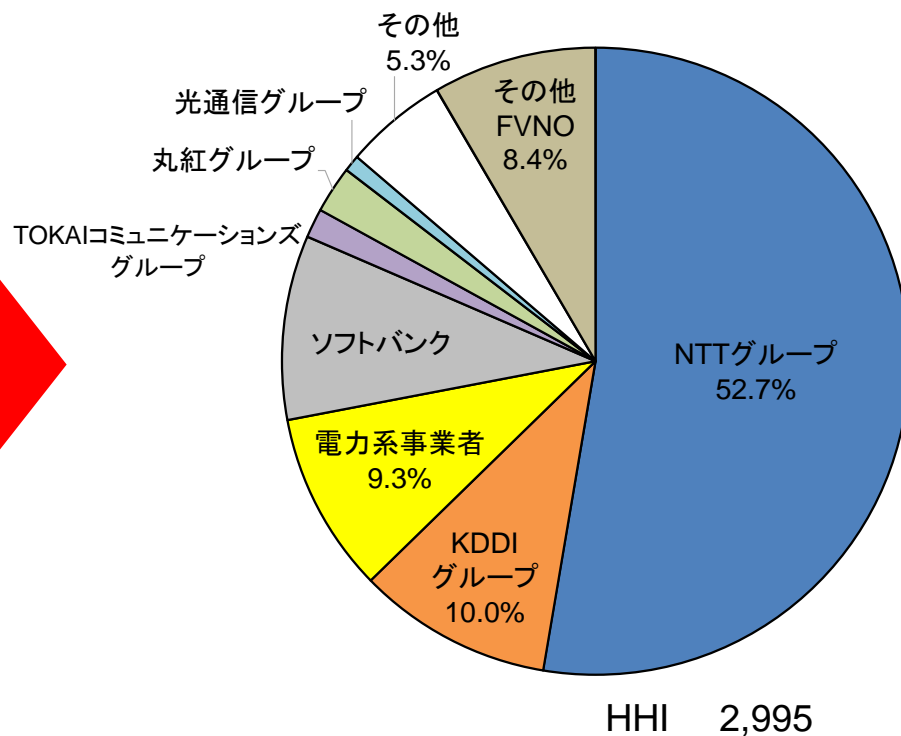
【FTTH市場における事業者別※シェア(2017年6月末)】

※ FVNO以外をグループごとに分類



【FTTH市場におけるグループ別※シェア(2017年6月末)】

※ FVNOも含めてグループごとに分類



注1: 自己設置事業者及び接続事業者からの報告並びに契約数が3万以上のFVNOの報告を基に作成。  
 注2: KDDIのシェアには、沖縄セルラー、CTC、OTNet及びJ:COMが含まれる。  
 注3: 電力系事業者のシェアには、ケイ・オブティコム、九州通信ネットワーク、エネルギア・コミュニケーションズ、STNet及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。

注1: 自己設置事業者及び接続事業者からの報告並びに契約数が3万以上のFVNOの報告を基に作成。  
 注2: 「その他FVNO」に分類される事業者においても各グループに属する事業者は存在する。

- 前記グループ別の市場シェアを含め、例えば、以下の項目について分析を行うことが考えられる。

## 分析項目(例)

### <供給(事業者)側>

- 電気通信事業分野におけるM & Aの動向
- グループ別の市場シェア
- 各事業者グループの成長率(契約数の増加率)
- グループ内取引の状況
- グループ事業者間の連携サービスの提供状況 等

### <需要(利用者)側>

- サービス選択に当たりグループやそのブランドイメージをどの程度考慮したか(重視したか)
- 電気通信事業者のグループ化に対する利用者の認識 等